

**単価適用日が令和3年10月1日以降から端数処理単位が変わります****■ 工事価格・業務価格の端数処理について**

下記の部局が発注する**建設工事**及び**業務委託**について、**設計書の単価適用日が令和3年10月1日以降の案件から、算定された工事価格及び業務価格に10,000円未満の端数がある場合は切り捨てる積算基準の改定を行いました。**

- 県土整備部（県土整備部所管の出先機関及び各総合支庁建設部を含む。）
- 農林水産部（農林水産部所管の出先機関及び各総合支庁産業経済部を含む。）
- 企業局（総務企画課、電気事業課、水道事業課及び各電気水道事務所）

**■ 低入札調査基準価格・最低制限価格について**

「山形県建設工事等低入札価格調査制度実施要綱」を改正し、**設計書の単価適用日が令和3年10月1日以降の案件から、低入札調査基準価格及び最低制限価格について、算定した額に1万円未満の端数がある場合は切上げを行います。**

➤ 「山形県建設工事等低入札価格調査制度実施要綱」は**山形県ホームページ**に掲載しておりますので、ご確認ください。

○山形県ホームページ⇒組織から探す⇒県土整備部⇒建設企画課⇒低入札価格調査制度

[https://www.pref.yamagata.jp/180030/kensei/nyuusatsujouhou/nyuusatsujouhou/2nd\\_chotatsu/nyuusatsujouhou/kn/nks/lp.html](https://www.pref.yamagata.jp/180030/kensei/nyuusatsujouhou/nyuusatsujouhou/2nd_chotatsu/nyuusatsujouhou/kn/nks/lp.html)

**■ お問い合わせ先**

（工事価格・業務価格について）

- 県土整備部 建設企画課 TEL：023-630-2652
- 農林水産部 農村整備課 TEL：023-630-2416
- 企業局 水道事業課 TEL：023-630-2387

（低入札調査基準価格・最低制限価格について）

- 県土整備部 建設企画課 TEL：023-630-2402